



県章

# 山形県公報

平成27年7月31日（金）

第2668号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…962

### 訓 令

○山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………（ 同 ）… 同

### 告 示

○民有保安林指定の予定……………（林業振興課）…963

○同……………（ 同 ）… 同

○道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…964

○同……………（最上総合支庁建設総務課）… 同

○同……………（ 同 ）…965

○県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同

○公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同

○同……………（ 同 ）… 同

○開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…966

### 教育委員会関係

#### 訓 令

○山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

### 企業局関係

#### 規 程

○山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………968

### 病院事業局関係

#### 規 程

○山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…969

○平成27年度自衛官候補生等の募集……………（市町村課）… 同

○県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…970

○特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…975

## 規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第53号

#### 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

#### 別表第5

勤務箇所	職員	調整数
総合支庁	ダム管理業務に従事する職員	1

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 附則別表の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員の欄に掲げる職員の占める職は改正後の技能労務職員に関する規則第6条及び別表第5の規定にかかわらず、当該職員の区分に応じ、附則別表の期間の欄に掲げる期間、同条第1項に規定する給料の調整を行う職とし、当該職に係る調整数は当該期間の区分に応じ、同表の調整数の欄に掲げる調整数とする。

#### 附則別表

勤務箇所	職員	期間	調整数
1 総合療育訓練センター	(1) 通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする行政技能員 (2) 施設技能員	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	0.5
2 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園	(1) 調理技能員 (2) 行政技能員	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	0.5
3 朝日学園	調理技能員	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	0.5

## 訓 令

### 山形県訓令第12号

庁 中  
出 先 機 関

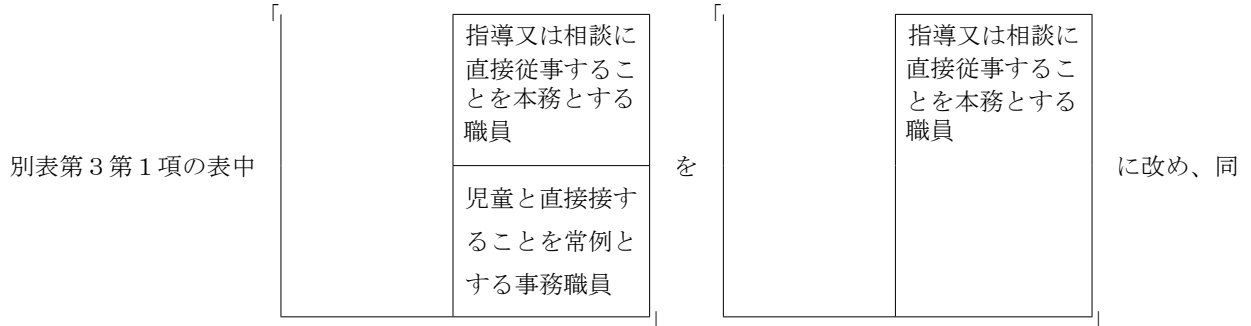
山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。  
第22条の5第1項第3号中「第84条第2項」を「第2条第3項」に改める。



別表第2項の表を次のように改める。

勤務箇所	職員
総合支庁	ダム管理業務に従事する職員

附 則

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、平成27年10月1日から平成29年3月31日までの間、改正前の別表第3に掲げる職員（児童と直接接することを常例とする事務職員及び通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする行政技能員に限る。）について準用する。

**告 示**

山形県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市山五十川字山崎144-1から144-3まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市山五十川字沢ノ内25、27-4、27-5、158-5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第658号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字留場字峯ヶ脇383番7から 同 383番4まで	旧	13.4メートル } 10.2	30 メートル
同 上	新	27.2メートル } 10.2	同 上

**山形県告示第659号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字富沢字西田623番5から 同 523番10まで	旧	26.0メートル } 12.0	226 メートル
同 上	新	27.0メートル } 12.0	同 上

**山形県告示第660号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 最上鬼首線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字向町字町浦107番3から 同 106番4まで	旧	31.0メートル } 25.0	メートル 37
同 上	新	28.0メートル } 25.0	同 上

**山形県告示第661号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年7月31日から同年8月13日まで縦覧に供する。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字西田623番5から  
同 523番10まで
- 3 供用開始の期日 平成27年7月31日

**山形県告示第662号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年7月24日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第663号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
尾花沢市大字母袋
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年7月22日から同年10月30日まで
- 3 作業の種類

公共測量（数値撮影（デジタル）及び数値図化）

山形県告示第664号

次の開発行為は、完了した。

平成27年7月31日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 許可番号  
平成27年6月26日 指令村総建第33号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上市市弁天二丁目1429番2の一部、1429番3の一部、1796番8、1799番7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上市市金瓶字高谷山39番地 鈴木俊彦、鈴木志奈子

教育委員会関係

訓令

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月31日

山形県教育委員会  
委員長 長南博昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第1項第3号中「第84条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子俊彦

別表第9第1項職員の欄第2号中「所長及び」を削り、同表第2項職員の欄第2号中「院長、」を削り、同表中

(1) 教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3	を	教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3
(2) 園長	2			
(3) 事務職員	1			

に改め、同表第4項職員の欄第2号中「所長及び」を削り、同欄第9号を次のように改める。

- (9) 判定員

別表第9中

(1) 指導員及び保育士	3
(2) 園長	2
(3) 副園長、事務職員、栄養士及び保健師	1

を

(1) 指導員及び保育士	3
(2) 保健師	1

に改め、同表第6項調整数の欄中「3」を「1」に改め、

同表第11項職員の欄中「、寄宿舍指導員、事務職員及び学校栄養職員」を「及び寄宿舍指導員」に改める。

**附 則**

- この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 附則別表の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員の欄に掲げる職員の占める職は改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）第62条第1項及び別表第9の規定にかかわらず、当該職員の区分に応じ、附則別表の期間の欄に掲げる期間、同項に規定する給料の調整を行う職とし、当該職に係る調整数は当該期間の区分に応じ、同表の調整数の欄に掲げる調整数とする。

附則別表

勤務箇所	職員	期間	調整数
1 福祉相談センター及び庄内児童相談所	所長	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.5
2 乳児院	院長	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.5
3 朝日学園	(1) 園長	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	2
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1.5
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	1
	(2) 事務職員	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.5
4 総合療育訓練センター	(1) 所長	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	2
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1.5
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	1
	(2) 児童と直接接することを常例とする事務職員（判定員を除く。）	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	0.5
5 最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園	(1) 園長	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	2

		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	1.5
		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	1
	(2) 副園長、事務職員及び栄養士	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	0.5
6 健康福祉部健康福祉 企画課	麻薬取締りを職務とする職員	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	3
		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	2.5
		平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	2
7 県立特別支援学校 (分校を含む。)	事務職員及び学校栄養職員	平成27年10月1日から 平成28年3月31日まで	1
		平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	0.5

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第6号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月31日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

#### 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第3号中「第84条第2項」を「第2条第3項」に改める。

#### 附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月31日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

#### 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第3号中「第84条第2項」を「第2条第3項」に改める。

#### 附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。



**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人いまtomirai

(2) 代表者の氏名

我妻 仁

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市桜木町2番71号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、職業能力の向上を図ることを希望する人、雇用のための資格取得を得ようとする人及び求職者並びに不登校、引きこもり等により、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている若年者に対して、各種の職業能力向上のための訓練・教育研修、就労支援に必要な各種の業務指導、カウンセリングを実施するほか、企業を対象にした教育・研修事業及び雇用管理改善指導の実施並びに行政機関等が実施する雇用促進事業及び職業能力開発事業の支援を通じて、若年者、中高年齢者等の雇用者または求職者の職業能力の向上と雇用機会の拡充を図るほか、地域の経済活動の活性化、社会教育活動の推進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日		試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
一般曹候補生 (男女)	平成27年8月1日（土）から同年9月8日（火）まで	第1次試験	平成27年9月18日（金）	筆記試験 適性検査	山形市 米沢市  鶴岡市 酒田市 新庄市 東根市	山形大学小白川キャンパス 米沢市西部コミュニティセンター  鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 東根地域職業訓練センター	平成28年3月下旬又は4月上旬
		第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知	第1次試験合格者にのみ通知	
航空学生 (男女)		第1次試験	平成27年9月23日（水）	筆記試験 適性検査	山形市 鶴岡市	山形大学小白川キャンパス 山形大学鶴岡キャンパス	

	第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知	第1次試験合格者にのみ通知
自衛官候補生 (男子)	平成27年9月18日 (金)		筆記試験 適性検査	山形市 米沢市  鶴岡市 酒田市 新庄市 東根市	山形大学小白川キャンパス 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 東根地域職業訓練センター
	平成27年9月27日 (日) から同月30日 (水) までのうち指定する1日		口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地
自衛官候補生 (女子)	平成27年9月25日 (金)		筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営鈴川第二アパート1号	山形市鈴川町三丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,900	13,800	15,700	17,800	20,100	20,100	3月分の家賃に相当する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,500	19,500	
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	20,200	20,200	
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	20,200	20,200	
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	20,200	20,200	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,500	19,500	
同 五十鈴アパート2号	同 大野目二丁目2-50	同	51.2	1	同	14,700	17,000	19,500	22,000	25,100	26,800	
同 桜町アパート1号	同 桜町四丁目12-16	3DK	58.4	1	同	18,800	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	
同 宮町アパート4号	同 宮町二丁目8-32	同	64.2	1	同	22,200	25,600	29,300	33,100	37,800	43,600	
同 深町アパート2号	同 深町一丁目7-37	同	64.2	1	同	22,900	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900	
同 深町アパート4号	同 7-34	同	64.2	1	同	23,200	26,700	30,600	34,500	39,400	44,700	
同 きたまちアパート3号	同 桜町三丁目2-9	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700	
同 飯塚住宅2号	同 飯塚町1353-1	2DK	55.4	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	単身可

同 飯塚住宅4 号	同	3DK	67.0	1	同	28,100	32,400	37,100	41,800	47,800	55,200	
同 土屋倉アパ ー1号	上山市美咲町二 丁目3	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 2号	同	同	51.8	2	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900	
同 日光アパー ー5号	天童市北久野本 四丁目17-5	2DK	55.5	1	特定目的用 (高齢・高齢者用)	19,800	22,900	26,200	29,500	33,700	38,900	单身可
同	同	3DK	62.9	1	一般用	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	
同 長岡アパー ー1号	同 中里一丁 目2-1	同	75.9	1	同	27,400	31,600	36,200	40,800	46,600	53,800	
同 3号	同 2-3	同	70.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	
同 天童駅西アパー ー1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同 2号	同 2-30	同	64.2	1	同	19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,800	
同 3号	同 2-31	同	61.0	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,600	36,400	
同 天童駅南アパー ー2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	66.5	1	同	22,700	26,200	29,900	33,700	38,600	44,500	
同 芦沢アパー ー	東村山郡山辺町 大字山辺字芦沢 2084-7	2DK	52.8	1	同	11,200	12,900	14,800	16,700	19,100	22,000	单身可
同 近江アパー ー1号	同 近江1-1	3DK	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同 中原アパー ー1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,300	25,800	29,500	33,300	38,000	43,900	
同 谷地アパー ー1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同 左沢アパー ー	同 大江町 大字藤田字藤田 原264-3	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	

同 東根中央ア パート1号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	37,900	
同 2号	同	同	64.2	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年8月5日から同月11日まで（月曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後6時ま

で）（ただし、郵送の場合は、平成27年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成27年10月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
凍結防止剤散布車兼用除雪トラック 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成27年7月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- 5 落札金額 50,760,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年5月26日

平成27年 7月31日印刷  
平成27年 7月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056